

2023年10月23日(月)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL: 052-526-8858 FAX: 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル3・4階

TEL: 058-264-8858 FAX: 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp http://www.str-tax.jp

業務改善助成金の拡充 ~対象事業場の拡大など~

業務改善助成金とは

業務改善助成金とは、事業場内最低賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者を対象に、生産性向上に資する経費(設備投資や専門家によるコンサルタント費用など)を助成するものです。

最低賃金を引き上げるだけでは助成対象 とはならず、申請には事前に計画提出等が 求められます。

助成上限額は、事業場内最低賃金を引き上げた金額幅と人数により、60万円(30円以上・1人)から600万円(90円以上・10人以上の特例事業者)となっています。

最低賃金引上げによる助成内容の拡充

2023 (令和5) 年10月以降、地域別最低 賃金が大幅に引き上げられ、全国平均は初 めて1,000円を超えました。また、昨年に 続き、過去最高の上げ幅を更新しています。

厚生労働省は、業務改善助成金を拡充しました。

拡充内容は、以下の通りです。

- ①対象事業場の拡大
- ②一定規模事業場は賃上げ後の申請可
- ③助成率区分の金額の見直し
- ①の対象拡大は、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が「30円以内」から「50

円以内」へ拡充されました。

②の事後申請は、50人未満の事業場に限り、「賃上げ計画」ではなく「賃上げ結果」を提出することが可能になります。なお、令和5年4月1日から同年12月31日までに事業場内最低賃金を引き上げるなどの条件があります。

③の助成率の見直しは、下表の通りです。

事業場内最低賃金の区分		助成率
(旧)	(新)	
870 円未満	900 円未満	9/10
870 円以上	900 円以上	4 / 5
920 円未満	950 円未満	
920 円以上	950 円以上	3 / 4

業務改善助成金の申請はお早目に

申請期限は、2024(令和6)年1月31日です。なお、10月の最低賃金改定に対応して賃金を引き上げる場合、改定日前に引き上げが必要ですので注意が必要です。



業務改善助成 金の申請はお 早めに!